

第2次 山武郡市広域行政組合 集中改革プラン

<平成23年度～平成27年度>

制定 平成23年3月
改正 平成24年9月

山武郡市広域行政組合

改正履歴

No	内 容	改訂日																								
1	制定	平成23年3月28日																								
2	<ul style="list-style-type: none"> ・4-1-2 勤務時間の弾力化 年度毎の実施内容の変更 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">24年度 制度活用を促進する。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td>制度化の必要性を再検討する。</td> </tr> <tr> <td>25年度 制度活用を促進する。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>決定内容に基づき運用する。</td> </tr> <tr> <td>26年度 制度活用を促進する。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>決定内容に基づき運用する。</td> </tr> <tr> <td>27年度 制度活用を促進する。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>決定内容に基づき運用する。</td> </tr> </table> ・6-1-3 人事評価制度の推進 年度毎の実施内容の変更 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">24年度 人事評価制度の運用マニュアルを整備する。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td>事務事業評価の結果を踏まえ、導入について再検討する。</td> </tr> <tr> <td>25年度 評価者及び被評価者研修を実施する。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>決定内容に基づき実施する。</td> </tr> <tr> <td>26年度 1 評価者及び被評価者研修を実施する。 2 人事評価制度を策定する。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>決定内容に基づき実施する。</td> </tr> <tr> <td>27年度 試行実施</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>決定内容に基づき実施する。</td> </tr> </table> 	24年度 制度活用を促進する。	→	制度化の必要性を再検討する。	25年度 制度活用を促進する。	→	決定内容に基づき運用する。	26年度 制度活用を促進する。	→	決定内容に基づき運用する。	27年度 制度活用を促進する。	→	決定内容に基づき運用する。	24年度 人事評価制度の運用マニュアルを整備する。	→	事務事業評価の結果を踏まえ、導入について再検討する。	25年度 評価者及び被評価者研修を実施する。	→	決定内容に基づき実施する。	26年度 1 評価者及び被評価者研修を実施する。 2 人事評価制度を策定する。	→	決定内容に基づき実施する。	27年度 試行実施	→	決定内容に基づき実施する。	平成24年9月4日
24年度 制度活用を促進する。	→	制度化の必要性を再検討する。																								
25年度 制度活用を促進する。	→	決定内容に基づき運用する。																								
26年度 制度活用を促進する。	→	決定内容に基づき運用する。																								
27年度 制度活用を促進する。	→	決定内容に基づき運用する。																								
24年度 人事評価制度の運用マニュアルを整備する。	→	事務事業評価の結果を踏まえ、導入について再検討する。																								
25年度 評価者及び被評価者研修を実施する。	→	決定内容に基づき実施する。																								
26年度 1 評価者及び被評価者研修を実施する。 2 人事評価制度を策定する。	→	決定内容に基づき実施する。																								
27年度 試行実施	→	決定内容に基づき実施する。																								

目 次

I 計画の基本的な考え方

1	これまでの行政改革の取組	1
2	第2次集中改革プランの基本方針	2
3	第2次集中改革プランの期間	2
4	第2次集中改革プランの進め方	2
5	第2次集中改革プランの体系	3

II 具体的な取組

1	事務事業の再編・整理、廃止・統合	4
2	民間委託等の推進	9
3	定員管理の適正化	14
4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化	17
5	経費削減等の財政効果	21
6	その他	31

I 計画の基本的な考え方

1 これまでの行政改革の取組

山武郡市広域行政組合では、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、平成20年度から平成22年度までの3年間における具体的な取組を、住民に分かりやすく明示した計画である「第1次山武郡市広域行政組合集中改革プラン（以下「第1次集中改革プラン」と言う。）」を策定しました。

その内容は、事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、経費削減等の財政効果等となっています。

これら改革の推進に取り組み、この3年間で一定の成果を上げることができました。

しかしながら、地方自治体を取り巻く行財政環境については、依然として厳しいものがあり、次の2点から、第1次集中改革プランで終了した課題、継続して進行管理すべき課題、あらためて追加する課題を整理し、これら課題の発展的解消に取り組むとともに、職員のスキルアップと意識改革をより一層高めるため第2次山武郡市広域行政組合集中改革プラン（以下「第2次集中改革プラン」と言う。）を定め、引き続き行財政改革に取り組むものです。

- (1) 地域経済の不況や人口の減少による構成市町の税収の伸び悩みや、少子高齢化により扶助費の増加が考えられます。

歳入の多くを構成市町の負担金に依存する当組合においても、限られた財源のなかで有効かつ効率的な活用に努めることが必要とされます。

- (2) 第1次集中改革プランの取組では不十分なものがあり、これまでの取組でなお足りない部分を洗い出し、行財政改革を継続していく必要があります。

2 第2次集中改革プランの基本方針

「第2次集中改革プラン」では、既存のしくみを見直し、地方分権時代にふさわしい行財政システムを築くことを目指し、次の3つの事項に取り組みます。

- (1) 組織全体としての効率化を図る。
- (2) 住民サービスの充実、責任ある行政運営を図る。
- (3) 歳入確保、歳出削減を目指す。

3 第2次集中改革プランの期間

期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

4 第2次集中改革プランの進め方

(1) 推進体制

第2次集中改革プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁をあげて改革を実行していくとともに、管理者を本部長とする山武郡市広域行政組合行政改革推進本部（以下「行政改革推進本部」と言う。）において、推進を図ります。

(2) 実施及び進行管理

集中改革プランの実施にあたっては、年度ごとに実施計画を策定し取り組むものとします。

また、毎年の進捗状況を的確に把握し、行政改革推進本部において実施計画の進行管理を行い、着実な実施に努めます。

なお、社会情勢の変化や国等の施策の変更等に応じ、取組項目、取組年度など、随時、計画を見直すものとします。

(3) 説明責任

行政の透明性や住民への説明責任の観点から、第2次集中改革プランの進捗状況を当組合ホームページ等を通じて公表します。

5 第2次集中改革プランの体系

大分類		小分類	
1	事務事業の再編・整理、廃止・統合	1	組織機構改革・事務分掌の見直し
		2	事務事業の見直し
		3	事務事業の廃止・縮小
2	民間委託等の推進	1	公の施設の指定管理者制度の活用
		2	事務事業の民間委託
3	定員管理の適正化	1	定員適正化計画
		2	任用管理の見直し
4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化	1	給与の適正化
		2	報酬の適正化
5	経費削減等の財政効果	1	歳入の確保
		2	歳出の削減
		3	受益者負担の適正化
6	その他	1	人材育成の推進
		2	情報公開の推進
		3	住民の安全な暮らしを支援

Ⅱ 具体的な取組

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 基本的な考え方

事務事業の見直しを積極的に進め、職員数の減少に対応できる簡素で効率的な組織機構に見直します。

(2) 具体的な取組

小分類		実施項目	
1	組織機構改革・事務分掌の見直し	1	組織機構改革・事務分掌の見直し
2	事務事業の見直し	1	事務事業評価の実施
3	事務事業の廃止・縮小	1	浄化槽清掃事業の事業方針の決定
		2	休日救急歯科診療所の業務の見直し

大分類	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合	
小分類	1	組織機構改革・事務分掌の見直し	
実施項目	1	組織機構改革・事務分掌の見直し	
担当所属	総務課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	地方行政の進展、住民ニーズの多様化に対応し、適切かつ効率的に事務処理を行うとともに、職員数の減少に対応できる簡素で効率的な組織機構の整備を図るため、組織機構改革及び事務分掌を継続的に見直す。		
第1次集中 改革プラン 実績	平成22年度の組織改編において、環境アクアプラント及び広域斎場を統合して環境衛生課を設置した。 総務課及び企画課の業務を見直し、総務課及び企画財政課に再編した。 併せて、事務分掌の変更を行った。 ○1所属減とした。		
第2次集中 改革プラン 取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織機構改革 共同処理の今後の変革を含め、随時に組織改革に取り組む。 2 事務分掌の見直し 事務分掌全般にわたる見直しを行う。 3 意思決定時間の短縮等 意思決定時間の短縮や責任所在の明確化に取り組む。 		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	組合組織の効率的、効果的な組織機構の構築と事務事業の整理合理化を図るとともに、意思決定時間の短縮、責任所在の明確化を図る。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	電子計算業務の見直しを踏まえ、組織機構の見直しを行う。	
	24	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	25	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	26	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	27	随時組織全般にわたる見直しを行う。	

大分類	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合
小分類	2	事務事業の見直し

実施項目	1	事務事業評価の実施	
担当所属	企画財政課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	<p>個々の事務事業を評価し、事務事業の妥当性、有効性、効率性、公平性等を検証する。</p> <p>この結果を行財政改革、予算編成等に反映することにより、事務事業の適正化及び質の向上並びに職員の意識改革を目指す。</p>		
第1次集中 改革プラン 実績	<p>平成21年度 事務事業評価システムを構築した。</p> <p>平成22年度 一部事務事業において評価を実施した。（一部試行）</p>		
第2次集中 改革プラン 取組内容	<p>事務事業評価を実施し、事務事業のPDCA（Plan 計画 — Do 実施 — Check 評価 — Action 改善）マネジメントサイクルを回し、継続的な事務事業の見直しを行う。</p>		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	<p>事務事業の効率的な評価、見直しが実施でき、予算と人材を有効に活用することができる。</p>		
年 度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	<p>1 事務事業評価を実施する。</p> <p>2 評価結果のフォローアップを行う。</p> <p>3 評価手法を見直す。</p>	
	24	<p>1 事務事業評価を実施する。</p> <p>2 評価結果のフォローアップを行う。</p> <p>3 評価手法を見直す。</p>	
	25	<p>1 事務事業評価を実施する。</p> <p>2 評価結果のフォローアップを行う。</p> <p>3 評価手法を見直す。</p>	
	26	<p>1 事務事業評価を実施する。</p> <p>2 評価結果のフォローアップを行う。</p> <p>3 評価手法を見直す。</p>	
	27	<p>1 事務事業評価を実施する。</p> <p>2 評価結果のフォローアップを行う。</p> <p>3 評価手法を見直す。</p>	

大分類	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合
小分類	3	事務事業の廃止・縮小

実施項目	1	浄化槽清掃事業の事業方針の決定	
担当所属	環境衛生課（総務課と連携し実施）	第1次集中改革プランからの新規・継続	新規
取組方針	浄化槽業務（浄化槽清掃、浄化槽管理）について、今後のあり方を総合的に検討し、事業方針を決定する。		
第1次集中改革プラン実績	/		
第2次集中改革プラン取組内容	浄化槽清掃及び浄化槽管理の契約件数を考慮しながら、今後の事業の継続について調査検討し、事業方針を決定する。		
第2次集中改革プラン終期の達成数値等	決定した事業方針に沿って事業を実施する。		
年度毎の実施内容	年度	取組計画	
	23	平成25年度以降の運営方法等について調査研究し、事業方針を検討する。	
	24	構成市町との協議により事業方針を決定する。	
	25	事業方針に沿って事業を実施する。	
	26		
	27		

大分類	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合
小分類	3	事務事業の廃止・縮小

実施項目	2	休日救急歯科診療所の業務の見直し	
担当所属	保健福祉課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	休日救急歯科診療所の業務の見直しを図ることにより、経費の削減を図る。		
第1次集中 改革プラン 実績	山武郡市歯科医師会と診療時間の短縮及び嘱託医報酬の変更について、協議を行った。		
第2次集中 改革プラン 取組内容	山武郡市歯科医師会との協議に基づき具体的な見直しを実施する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	○単年度の事業収支を30%改善する。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	山武郡市歯科医師会との協議に基づき、事業を見直し、年度上期に実施する。	
	24	見直し結果に基づき事業を継続する。	
	25	見直し結果に基づき事業を継続する。	
	26	見直し結果に基づき事業を継続する。	
	27	事業評価を実施し、次年度以降の事業のあり方を決定する。	

2 民間委託等の推進

(1) 基本的な考え方

「民間にできることは民間に」の観点から、費用対効果を考慮しつつ、民間事業者等を積極的に活用し、行政運営の効率化とサービスの向上を図る。

また、公の施設のありかたについては、サービスの向上と運営の効率化に留意し、指定管理者制度の活用に取り組みます。

(2) 具体的な取組

小分類		実施項目	
1	公の施設の指定管理者制度の活用	1	指定管理者制度の推進（養護老人ホーム及びデイサービスセンター）
		2	指定管理者制度の推進（広域斎場）
2	事務事業の民間委託	1	給食業務の民間委託
		2	賦課徴収業務の民間委託

大分類	2	民間委託等の推進	
小分類	1	公の施設の指定管理者制度の活用	
実施項目	1	指定管理者制度の推進 (養護老人ホーム及びデイサービスセンター)	
担当所属	養護老人ホーム	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	指定管理者制度（民間能力の活用）の導入によって、経費の削減及び質の向上が見込めるか検証し、効果が見込める場合は導入を図る。		
第1次集中 改革プラン 実績	県内公立養護老人ホームに対して、指定管理者制度の実施状況の調査、導入している施設及び平成23年度から導入予定の施設の視察を行った。		
第2次集中 改革プラン 取組内容	第1次集中改革プランで実施した調査結果から、指定管理者制度の有効性を検証し、導入についての方針を決定する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	指定管理者制度の導入により経費の削減が図れ、市町の負担金が平成22年度以下になる（公債費を除く）。		
年 度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	費用対効果を検証する。	
	24	方針を決定する。	
	25		
	26		
	27		

大分類	2	民間委託等の推進	
小分類	1	公の施設の指定管理者制度の活用	
実施項目	2	指定管理者制度の推進 (広域斎場)	
担当所属	環境衛生課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	第1次集中改革プランにおいて、斎場への指定管理者制度導入を直ちに実施するメリットはないとの結論を得たが、今後も調査検討を行い導入の可能性を探る。		
第1次集中 改革プラン 実績	<p>県内の火葬場に対し、指定管理者制度の実施状況を調査するとともに、導入施設の視察を行った。</p> <p>調査の結果、現時点では、以下の2点の理由により広域斎場へ指定管理者制度を導入しないこととした。</p> <p>(導入しない理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 効果的な総経費削減が見込めない。 2 大幅なサービス向上が見込めない。 		
第2次集中 改革プラン 取組内容	一定の期間を置いて再度各団体の状況を調査し、指定管理者制度導入による経費の削減及びサービスの向上が見込めるか検証を行い、事業方針を決定する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	決定した事業方針に沿って事業を実施する。		
年 度 毎 の 実 施 内 容	年度	取 組 計 画	
	23		
	24		
	25	他団体の指定管理者制度導入状況及び実施状況について調査検討し、事業方針を決定する。	
	26		
	27		

大分類	2	民間委託等の推進
小分類	2	事務事業の民間委託

実施項目	1	給食業務の民間委託	
担当所属	養護老人ホーム	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	養護老人ホームの給食業務を民間業者へ委託することにより、入所者の健康状態に合わせた柔軟なメニューの対応及び経費の削減等が図られるか検証し、効果が見込める場合は民間委託を行う。		
第1次集中 改革プラン 実績	県内公立養護老人ホームにおける給食業務の民間委託実施状況の調査を行った。		
第2次集中 改革プラン 取組内容	給食業務委託における経費削減効果等を検証し、方針を決定する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	適正な運営のもと、給食業務の経費削減が図られる。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	1 経費削減効果の検証を行う。 2 方針を決定する。	
	24	方針に沿って事業を実施する。	
	25		
	26		
	27		

大分類	2	民間委託等の推進	
小分類	2	事務事業の民間委託	
実施項目	2	賦課徴収業務の民間委託	
担当所属	環境衛生課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	清掃（し尿、浄化槽清掃及び浄化槽管理）手数料の賦課徴収事務について、民間業者への業務委託により経費削減が見込めるか検証し、効果が見込める場合は委託を行う。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	1 民間委託する場合と職員が実施する場合の費用の比較検討を行う。 2 既に民間委託を行っている自治体の調査研究を行う。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	長期的にコストの削減が図れる場合は、賦課徴収事務を民間委託する。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23		
	24	調査研究を実施し、結果に基づき民間委託の可否を決定する。	
	25	決定内容に基づき運用する。	
	26		
	27		

3 定員管理の適正化

(1) 基本的な考え方

再任用制度や任期付職員制度の導入等により職員数の抑制を図り、定員適正化の目標を設定します。

ただし、消防業務については、住民の安心安全な生活に直結することから、消防職員数の取扱いは、慎重を期することとします。

(2) 具体的な取組

小分類		実施項目	
1	定員適正化計画	1	人件費の抑制
2	任用管理の見直し	1	再任用制度、任期付職員制度の導入

大分類	3	定員管理の適正化
小分類	1	定員適正化計画

実施項目	1	人件費の抑制	
担当所属	総務課（消防本部総務課と連携し実施）	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	<p>行政の効率化、市町負担金の抑制のため、民間委託の推進、臨時職員、非常勤職員の活用により、職員数を適正化し、人件費総額の抑制を図る。</p> <p>なお、消防職員については、消防庁が示す消防力の整備指針に基づく人員数を大きく下回っていることから、住民の安心安全な生活を守るためにも必要数の確保を図る。</p>		
第1次集中 改革プラン 実績	平成22年3月に定員適正化計画（H22～H26）を策定し実施した。		
第2次集中 改革プラン 取組内容	消防職員の定員管理は業務内容の特殊性などから運用を別にしてきたが、今後は組合全体で一体的に管理するとともに職員配置の見直しを行うことにより人件費総額の抑制を図る。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	<ul style="list-style-type: none"> ○職員増減数 <ul style="list-style-type: none"> 消防職員 15人 消防職員以外 △15人 ○累計人件費増減額 <ul style="list-style-type: none"> 消防職員 415,305千円 消防職員以外 △204,973千円 		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。	
	24	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。	
	25	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。 指令業務の広域化に伴う人員配置の見直しを行う。	
	26	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。	
	27	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。	

大分類	3	定員管理の適正化
小分類	2	任用管理の見直し

実施項目	1	再任用制度・任期付職員制度の導入	
担当所属	総務課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	人件費の抑制（3-1-1）の取組により、職員数を削減（消防職員を除く。）する一方で、行政サービスが低下しないよう、再任用制度及び任期付職員制度の有効性を検証し、当該制度の活用を図る。		
第1次集中 改革プラン 実績	再任用制度については、構成市町の実施状況を調査し、実績が少ないため導入を見送った。		
第2次集中 改革プラン 取組内容	既に導入している自治体の調査研究を行う。 組合において最適な制度を導入する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	組合において最適な制度を導入する。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	1 再任用制度及び任期付職員制度の導入によるメリット、デメリットを検討する。 2 構成市町及び近隣一部事務組合での実施状況を調査する。	
	24	1 再任用制度及び任期付職員制度の導入によるメリット、デメリットを検討する。 2 構成市町及び近隣一部事務組合での実施状況を調査する。 3 各制度の検討結果に基づき、導入する制度を決定し、導入準備する。	
	25	決定内容に基づき制度を施行する。	
	26		
	27		

4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

(1) 基本的な考え方

人事院、県人事委員会の勧告等を踏まえ、職員給与及び非常勤職員報酬の適正化に努めます。

(2) 具体的な取組

小分類		実施項目	
1	給与の適正化	1	給与の適正化
		2	勤務時間の時間割の弾力化
2	報酬の適正化	1	非常勤職員報酬の適正化

大分類	4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化	
小分類	1	給与の適正化	
実施項目	1	給与の適正化	
担当所属	総務課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	人事院勧告・千葉県人事委員会勧告に準じた改正を行い、県や構成市町との均衡を図るとともに、特殊勤務手当の見直しを行い、人件費の適正化に努める。		
第1次集中 改革プラン 実績	県や構成市町との均衡の取れり人事院勧告・千葉県人事委員会勧告に準じた給与改正を実施した。 ○特殊勤務手当削減による 累計財政効果額（歳出） △2,060千円（対19年度 20、21年度累計）		
第2次集中 改革プラン 取組内容	1 各年度ごとの人事院勧告・千葉県人事委員会勧告に基づき、給与条例を改正する。 2 近隣団体の特殊勤務手当を調査研究し、必要に応じ見直しを行う。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	国、県及び構成市町と均衡の取れた給与制度を実現する。 また、住民の理解が得られるような特殊勤務手当の制度とする。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	1 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき給与改定を実施する。 2 近隣団体の特殊勤務手当の状況を調査研究し、必要に応じ見直しを行う。	
	24	1 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき給与改定を実施する。 2 近隣団体の特殊勤務手当の状況を調査研究し、必要に応じ見直しを行う。	
	25	1 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき給与改定を実施する。 2 近隣団体の特殊勤務手当の状況を調査研究し、必要に応じ見直しを行う。	
	26	1 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき給与改定を実施する。 2 近隣団体の特殊勤務手当の状況を調査研究し、必要に応じ見直しを行う。	
	27	1 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき給与改定を実施する。 2 近隣団体の特殊勤務手当の状況を調査研究し、必要に応じ見直しを行う。	

大分類	4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化	
小分類	2	報酬の適正化	
実施項目	1	非常勤職員報酬の適正化	
担当所属	総務課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	非常勤職員の職務と報酬のバランスを考慮し、報酬の適正化を図る。		
第1次集中 改革プラン 実績	各所属において他団体の報酬額を調査し、情報収集のみを実施した。		
第2次集中 改革プラン 取組内容	適正な非常勤職員報酬を調査検討する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	適正な非常勤職員報酬を検討し、報酬の適正化を図る。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	構成市町及び近隣一部事務組合の運用状況の調査検討を行い、その結果に基づき適正化を図る。	
	24	報酬の随時見直し。	
	25	報酬の随時見直し。	
	26	報酬の随時見直し。	
	27	報酬の随時見直し。	

5 経費削減等の財政効果

(1) 基本的な考え方

財政運営全般について見直しを行い、自主財源の確保をはじめ、限られた財源のなかで有効かつ効率的な予算配分を行います。

(2) 具体的な取組

小分類		実施項目	
1	歳入の確保	1	前年度を上回る収納率の達成
		2	広告料収入の確保
2	歳出の削減	1	事務執行経費の削減
		2	入札対象事務の拡大
		3	不用備品の有効活用（水平展開）
3	受益者負担の適正化	1	使用料の見直し
		2	し尿処理手数料の見直し
		3	火葬炉使用料等の見直し
		4	減免制度の見直し

大分類	5	経費削減等の財政効果
小分類	1	歳入の確保

実施項目	1	前年度を上回る収納率の達成	
担当所属	環境衛生課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	<p>清掃手数料（ここでは、し尿処理手数料、浄化槽管理手数料及び浄化槽清掃手数料のことをいう。以下同様とする。）について、自主財源の確保及び受益者負担の公平性の保持を図るため、滞納整理等により前年度を上回る手数料収納率の達成を図る。</p> <p>併せて、口座振替を促進する等、収納率の向上に資する施策を実施する。</p>		
第1次集中 改革プラン 実績	<p>督促、中止措置及び滞納整理等を実施</p> <p>○清掃手数料収納率（平成20年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分 97.26% ・過年度分 44.16% <p>○清掃手数料収納率（平成21年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分 97.26% ・過年度分 45.27% 		
第2次集中 改革プラン 取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 滞納者に対し、電話での納入催促及び訪問徴収を実施する。 2 滞納者に対し、督促状の送付及び中止措置の回数を増やす。 3 広報等により、口座振替の利用を促進する。 		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	<p>○清掃手数料（現年度分） 収納率98%</p> <p>○清掃手数料（過年度分） 収納率47%</p>		
年 度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	<ol style="list-style-type: none"> 1 滞納者に対し、電話での納入催促や訪問徴収の強化を図るほか、督促状の送付及び収集の中止措置を年2回から3回へ変更し納入を促す。 2 自主納付の納入者に口座振替を促す。 <p>○収納率の目標 現年度分 97.41% 過年度分 45.62%</p>	
	24	<ol style="list-style-type: none"> 1 滞納者に対し、電話での納入催促や訪問徴収の強化を図るほか、賦課徴収システムの導入にあわせ督促状の送付及び収集の中止措置の回数を検討する。 2 自主納付の納入者に口座振替を促す。 <p>○収納率の目標 現年度分 97.56% 過年度分 45.97%</p>	
	25	<ol style="list-style-type: none"> 1 滞納者に対し、電話での納入催促や訪問徴収の強化を図るほか、督促状の送付及び収集の中止措置を平成24年度の検討結果に基づき実施する。 2 自主納付の納入者に口座振替を促す。 <p>○収納率の目標 現年度分 97.71% 過年度分 46.32%</p>	
	26	<ol style="list-style-type: none"> 1 滞納者に対し、電話での納入催促や訪問徴収の強化を図るほか、督促状の送付及び収集の中止措置を平成24年度の検討結果に基づき実施する。 2 自主納付の納入者に口座振替を促す。 <p>○収納率の目標 現年度分 97.86% 過年度分 46.66%</p>	
	27	<ol style="list-style-type: none"> 1 滞納者に対し、電話での納入催促や訪問徴収の強化を図るほか、督促状の送付及び収集の中止措置を平成24年度の検討結果に基づき実施する。 2 自主納付の納入者に口座振替を促す。 <p>○収納率の目標 現年度分 98.00% 過年度分 47.00%</p>	

大分類	5	経費削減等の財政効果
小分類	1	歳入の確保

実施項目	2	広告料収入の確保	
担当所属	企画財政課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	民間企業の広告を組合の刊行物や資産等へ有償で掲載することにより、新たな自主財源の確保を図る。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	基本方針を策定し、これに基づき組合ホームページ、広報紙等（封筒等各種印刷物、公用車への広告等）を企業の広告媒体として提供し、自主財源として活用を図る。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	組合ホームページ、広報紙等の広告料による自主財源が確保できる。 ○累計財政効果額（歳入） 100千円		
年 度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	1 調査研究し、基本方針を決定する。 2 有料広告募集を開始する。	
	24	1 有料広告掲載を実施する。 2 有料広告を募集する。 3 広告募集方法、掲載方法等を見直す。	
	25	1 有料広告掲載を実施する。 2 有料広告を募集する。	
	26	1 有料広告掲載を実施する。 2 有料広告を募集する。	
	27	1 有料広告掲載を実施する。 2 有料広告を募集する。	

大分類	5	経費削減等の財政効果
小分類	2	歳出の削減

実施項目	1	事務執行経費の削減	
担当所属	企画財政課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	第1次集中改革プランにおいては、光熱水費の削減に取り組み、一定の成果を上げたが、金額での評価は他の要素（原油価格等）の影響により比較が困難であることから、使用量の削減を目指すこととし、ひいては歳出削減につなげる。		
第1次集中 改革プラン 実績	<p>物件費の削減として、空調、電気の使用抑制を行うとともに、資源の再利用の促進、消耗品の一括注文を行った。</p> <p>○累計財政効果額（歳出）△9,798千円（対19年度 20、21年度累計）</p>		
第2次集中 改革プラン 取組内容	電気、水、ガス等の使用量の抑制を図り、経費削減に努める。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	事務効率を考慮しつつ、電気、水、ガス等の使用量の削減を図る。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	各施設の電気、水、ガス等の使用量を記録し、使用量が前年度以下となるよう抑制を図る。	
	24	各施設の電気、水、ガス等の使用量を記録し、使用量が前年度以下となるよう抑制を図る。	
	25	各施設の電気、水、ガス等の使用量を記録し、使用量が前年度以下となるよう抑制を図る。	
	26	各施設の電気、水、ガス等の使用量を記録し、使用量が前年度以下となるよう抑制を図る。	
	27	各施設の電気、水、ガス等の使用量を記録し、使用量が前年度以下となるよう抑制を図る。	

大分類	5	経費削減等の財政効果
小分類	2	歳出の削減

実施項目	2	入札対象事務の拡大	
担当所属	企画財政課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	契約事務の透明性、公平性を確保し競争性を高めるため、入札対象事務を拡大する。		
第1次集中 改革プラン 実績	入札関係規程を整備し、一般競争入札を実施した。 ○平成21年度 業務委託 1件 ○平成22年度 工 事 3件、物 品 1件		
第2次集中 改革プラン 取組内容	競争入札の適用事業を拡大するため、規程等の見直しを行う。 また、入札可能な業務の更なる抽出を行う。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	入札対象の範囲が拡大され、契約事務の透明性、公平性、競争性が増す。		
年 度 毎 の 実 施 内 容	年度	取 組 計 画	
	23	規程等の見直しを行い、入札適用業務を拡大するとともに、入札可能な業務の抽出を行う。	
	24	継続して入札可能な業務の抽出を行う。	
	25	継続して入札可能な業務の抽出を行う。	
	26	継続して入札可能な業務の抽出を行う。	
	27	継続して入札可能な業務の抽出を行う。	

大分類	5	経費削減等の財政効果	
小分類	2	歳出の削減	
実施項目	3	不用備品の有効活用（水平展開）	
担当所属	企画財政課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	各所属の不用備品や遊休備品の実態を把握し横断的に使用することにより、備品の新規購入を抑制し経費削減を図る。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	不用備品及び遊休備品の実態調査の実施 不用備品及び遊休備品の管理・活用方法等の整備		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	不用備品及び遊休備品を所属間で横断的に活用する。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取 組 計 画	
	23	不用備品及び遊休備品の実態調査を行う。	
	24	不用備品及び遊休備品の管理・活用方法等を整備し、実施する。	
	25		
	26		
	27		

大分類	5	経費削減等の財政効果	
小分類	3	受益者負担の適正化	
実施項目	1	使用料の見直し	
担当所属	企画財政課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図るため、施設使用料を見直す。		
第1次集中 改革プラン 実績	<p>組合の有償施設の使用料が適正か、他団体類似施設使用料を調査し、使用料の妥当性を検証した。</p> <p>○平成22年度実績 医療福祉センターの行政財産使用料の見直しにより、194千円の増収</p>		
第2次集中 改革プラン 取組内容	<p>1 組合無償施設と類似する他団体施設の使用料を調査する。</p> <p>2 条例等の整備を行う。</p>		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	原則として全ての施設の使用料を徴収するよう条例等の整備を行う。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	<p>1 他団体の施設使用料を調査する。</p> <p>2 条例等を整備する。</p>	
	24	使用料の徴収を開始する。	
	25		
	26		
	27		

大分類	5	経費削減等の財政効果	
小分類	3	受益者負担の適正化	
実施項目	2	し尿処理手数料の見直し	
担当所属	環境衛生課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図るため、し尿処理手数料を見直す。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 近隣市町（一部事務組合）のし尿処理手数料について調査する。 2 1の調査結果及び当施設のコスト計算を基に、基金や市町負担金を考慮し、料金改定について構成市町と協議する。 3 協議結果に基づき、必要に応じて料金を改定する。 		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	し尿処理手数料の見直しにより、受益者負担の公平性を図る。		
年 度 毎 の 実 施 内 容	年度	取 組 計 画	
	2 3	<ol style="list-style-type: none"> 1 近隣市町（一部事務組合）のし尿処理手数料について調査する。 2 近隣市町の調査結果及び当施設のコスト計算を基に、基金や市町負担金を考慮し、料金改定について構成市町と協議する。 	
	2 4	必要に応じて料金を改定する。	
	2 5		
	2 6		
	2 7		

大分類	5	経費削減等の財政効果	
小分類	3	受益者負担の適正化	
実施項目	3	火葬炉使用料等の見直し	
担当所属	環境衛生課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図るため、山武郡市広域斎場の火葬炉使用料等を見直す。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 千葉県内の他団体の火葬炉使用料について調査する。 2 現在、待合室の使用料は無料であるが、2部屋使用する場合は使用料を徴収する方向で検討を行う。 3 1、2の結果及び当施設のコスト計算を基に、市町負担金を考慮し、料金改定について構成市町と協議する。 4 協議結果に基づき、必要に応じて料金を改定する。 		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	火葬炉使用料等の見直しにより、受益者負担の公平性を図る。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取 組 計 画	
	23	<ol style="list-style-type: none"> 1 千葉県内の他団体の火葬炉使用料について調査する。 2 待合室の使用料の徴収について検討する。 3 1、2の結果及び当施設のコスト計算を基に、市町負担金を考慮し、料金改定について構成市町と協議する。 	
	24	必要に応じて料金を改定する。	
	25		
	26		
	27		

大分類	5	経費削減等の財政効果	
小分類	3	受益者負担の適正化	
実施項目	4	減免制度の見直し	
担当所属	環境衛生課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	生活保護受給者について、し尿処理手数料及び火葬炉使用料は全額免除となっているが、保護費として支給される生活扶助費及び葬祭扶助費に当該料金相当額が含まれていることから、受益者負担の公平性の観点から適正化を図る。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 近隣市町（一部事務組合）の減免制度について調査する。 2 減免制度の廃止も視野に入れ、構成市町と協議する。 3 協議結果に基づき、必要に応じて減免制度を改正する。 		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	減免制度の廃止も視野に入れた、制度改正により受益者負担の適正化を図る。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	<ol style="list-style-type: none"> 1 近隣市町（一部事務組合）の減免制度について調査する。 2 減免制度の廃止も視野に入れ、構成市町と協議する。 	
	24	必要に応じて減免制度を改正する。	
	25		
	26		
	27		

6 その他

(1) 基本的な考え方

ア 人材育成の推進

限られた人的資源の中で、効率的、効果的に事務処理を遂行するため、分権型社会に対応していくためには、職員一人ひとりの意識改革はもとより、職員の能力を最大限に引き出すことが必要です。

このために、職員研修の充実及び人事評価制度の推進に努めます。

イ 情報公開の推進

住民に信頼される開かれた行政を目指して、情報公開をはじめ、情報提供に努めます。

ウ 住民の安全な暮らしを支援

家庭や職場などで、救急、事故、災害などが起こったとき、住民の方が応急手当を行うことができるよう講習会等の開催に努めます。

(2) 具体的な取組

小分類		実施項目	
1	人材育成の推進	1	人材育成基本方針の策定
		2	職員研修の充実
		3	人事評価制度の推進
2	情報公開の推進	1	広報活動の充実
		2	財務状況等の情報公開
3	住民の安全な暮らしを支援	1	応急手当の普及

大分類	6	その他
小分類	1	人材育成の推進

実施項目	1	人材育成基本方針の策定	
担当所属	総務課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	限られた人的資源の中で、効率的、効果的に事務処理を遂行するため、分権型社会の担い手にふさわしい職員を育成するため、人材育成基本方針を策定し、推進する。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	人材育成基本方針を策定し、組合が今後目指すべき方向性をはっきりと具体化する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	人材育成基本方針に沿って、職員の業務能力の向上、意識改革が図られ、組合の組織力が向上する。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	1 構成市町、近隣一部事務組合の状況調査、検討を行う。 2 人材育成基本方針を策定する。	
	24	必要に応じて、その都度見直しを行う。	
	25	必要に応じて、その都度見直しを行う。	
	26	必要に応じて、その都度見直しを行う。	
	27	必要に応じて、その都度見直しを行う。	

大分類	6	その他
小分類	1	人材育成の推進

実施項目	2	職員研修の充実	
担当所属	総務課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続
取組方針	<p>限られた人的資源の中で、効率的、効果的に事務処理を遂行するため、分権型社会に対応するため、これまで以上に職員一人ひとりの能力と意欲を高める必要がある。</p> <p>そこで、職員個々の自己啓発を促すとともに、職場内研修（OJT）や職場外研修（OFF-JT）を通じて職員が職務遂行に必要な知識や技術を身につけられるよう各種職員研修に積極的に参加させる。</p>		
第1次集中 改革プラン 実績	<p>千葉県自治センター・・・法制実務研修、管理職研修、課長補佐研修、契約事務研修、市町村民税研修参加</p> <p>企画課・・・新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員基礎1次、中級職員応用研修1次、中堅職員研修（基礎）、中堅応用研修、管理者研修、クレーム対応、接遇パワーアップ、公務員倫理、その他講演会等参加</p>		
第2次集中 改革プラン 取組内容	<p>人材育成基本方針に基づき、職員の職場内研修（OJT）の充実や職場外研修（OFF-JT）への参加の機会の拡大を図る。</p>		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	<p>職員一人ひとりが分権型社会に対応した能力を身に付け、行政課題に対応できる。</p>		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	<p>1 研修計画を策定する。</p> <p>2 各種研修へ参加させる。</p>	
	24	<p>1 研修計画を策定する。</p> <p>2 各種研修へ参加させる。</p>	
	25	<p>1 研修計画を策定する。</p> <p>2 各種研修へ参加させる。</p>	
	26	<p>1 研修計画を策定する。</p> <p>2 各種研修へ参加させる。</p>	
	27	<p>1 研修計画を策定する。</p> <p>2 各種研修へ参加させる。</p>	

大分類	6	その他	
小分類	1	人材育成の推進	
実施項目	3	人事評価制度の推進	
担当所属	総務課（消防本部総務課と連携し実施）	第1次集中改革プランからの新規・継続	継続
取組方針	職員の能力、意欲を最大限に引き出すため、努力する職員や意欲ある職員が評価される公平公正でわかりやすい人事評価制度の構築に取り組み、職員一人ひとりが住民や組織から期待される行動と成果を残せる職員に成長することを目指す。		
第1次集中改革プラン 実績	構成市町の動向調査を実施、情報収集を行った。 担当者を千葉県自治研修センターの研修に参加させ、制度導入に対する知識を深めた。		
第2次集中改革プラン 取組内容	人材育成基本方針に基づき、職員の勤務や実績から、その能力や仕事ぶりなどを客観的に評価することによる公平な人事処遇とこれによる組織の活性化を基本とした人事評価制度を構築する。 そのために、構成市町の状況把握、評価者・被評価者の研修実施、人事評価の試行と段階をおって慎重に取り組む。		
第2次集中改革プラン 終期の達成数値等	人事評価制度の策定、試行実施により、職員の意欲向上が図られる。		
年度毎の実施内容	年度	取組計画	
	23	1 構成市町の進捗状況を把握する。 2 人材育成基本方針による人事評価制度の概要を作成する。	
	24	事務事業評価の結果を踏まえ、導入について再検討する。	
	25	決定内容に基づき実施する。	
	26	決定内容に基づき実施する。	
	27	決定内容に基づき実施する。	

大分類	6	その他
小分類	2	情報公開の推進

実施項目	1	広報活動の充実																			
担当所属	企画財政課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	継続																		
取組方針	住民に信頼される行政を目指し、住民が必要とする情報をわかりやすく提供する。																				
第1次集中 改革プラン 実績	○ホームページ閲覧数 <table border="0"> <tr> <td>20年度</td> <td>34,043回</td> <td>(月平均2,837回)</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>31,597回</td> <td>(月平均2,633回)</td> </tr> <tr> <td>22年度見込み</td> <td>42,264回</td> <td>(月平均3,522回)</td> </tr> </table> ○広報紙発行数 <table border="0"> <tr> <td>20年度</td> <td>約67,600部/回</td> <td>(年1回発行)</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>約68,400部/回</td> <td>(年2回発行)</td> </tr> <tr> <td>22年度見込み</td> <td>約67,900部/回</td> <td>(年2回発行)</td> </tr> </table>			20年度	34,043回	(月平均2,837回)	21年度	31,597回	(月平均2,633回)	22年度見込み	42,264回	(月平均3,522回)	20年度	約67,600部/回	(年1回発行)	21年度	約68,400部/回	(年2回発行)	22年度見込み	約67,900部/回	(年2回発行)
20年度	34,043回	(月平均2,837回)																			
21年度	31,597回	(月平均2,633回)																			
22年度見込み	42,264回	(月平均3,522回)																			
20年度	約67,600部/回	(年1回発行)																			
21年度	約68,400部/回	(年2回発行)																			
22年度見込み	約67,900部/回	(年2回発行)																			
第2次集中 改革プラン 取組内容	1 組合ホームページにより、タイムリーな情報提供を行う。 2 組合広報紙を通じて、情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることができない住民にも、組合情報を広く提供する。 3 欲しい情報を取り出し易いようにするため、組合ホームページの構成や広報紙記事の質を向上させる。																				
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	組合の事務事業の内容を広く住民に伝えることにより、組合業務への住民の理解が深まる。 また、住民への説明責任を果たす。																				
年 度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画																			
	23	1 組合ホームページを随時更新する。 2 内部で広報掲載記事について検討会議を開き、内容の充実を図る。 3 広報紙を発行する。（年2回）																			
	24	1 組合ホームページを随時更新する。 2 内部で広報掲載記事について検討会議を開き、内容の充実を図る。 3 広報紙を発行する。（年2回）																			
	25	1 組合ホームページを随時更新する。 2 内部で広報掲載記事について検討会議を開き、内容の充実を図る。 3 広報紙を発行する。（年2回）																			
	26	1 組合ホームページを随時更新する。 2 内部で広報掲載記事について検討会議を開き、内容の充実を図る。 3 広報紙を発行する。（年2回）																			
	27	1 組合ホームページを随時更新する。 2 内部で広報掲載記事について検討会議を開き、内容の充実を図る。 3 広報紙を発行する。（年2回）																			

大分類	6	その他
小分類	2	情報公開の推進

実施項目	2	財務状況等の情報公開	
担当所属	企画財政課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	組合の財務状況等について、住民へ分かりやすく情報公開を行う。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	これまで公開してきた「当初予算の概要」、「決算の概要」については、引き続き積極的に公開を行う。 また、総務省が示している新地方公会計制度による財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）についても、さらに調査研究を行い、住民に分かりやすく情報公開する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	新地方公会計制度に対応した財務会計システムを導入し、財務書類4表を情報公開する。 これにより、財政の透明性の向上、住民への説明責任がより適正に果たされる。		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取 組 計 画	
	23	公会計制度に対応した財務会計システムの導入及び財務諸表の公開に向けた調査研究を行う。	
	24	財務書類4表を公開する。	
	25	財務書類4表の公開にあたり、住民が分かり易いよう公開内容を検討する。	
	26	財務書類4表の公開にあたり、住民が分かり易いよう公開内容を検討する。	
	27	財務書類4表の公開にあたり、住民が分かり易いよう公開内容を検討する。	

大分類	6	その他
小分類	3	住民の安全な暮らしを支援

実施項目	1	応急手当の普及	
担当所属	消防本部警防課	第1次集中改革 プランからの 新規・継続	新規
取組方針	重傷者の救命率の向上を図るため、救急隊員が現場に到着するまで住民の方が応急手当を実施できるよう応急手当方法（心肺蘇生法やAEDの使用法）の普及を図る。		
第1次集中 改革プラン 実績	/		
第2次集中 改革プラン 取組内容	心肺蘇生法やAED使用方法の講習会を開催する。		
第2次集中 改革プラン 終期の達成 数値等	講習会での命を救う技術の習得や模擬体験を通じて、住民の方がいざというとき応急手当を行うことができる。 ○累計参加者数 600人		
年度 毎 の 実 施 内 容	年度	取組計画	
	23	公募形式により年4回/6月、9月、12月、3月（定員30名程度）の上級救命講習会（8時間コース）を実施する。	
	24	公募形式により年4回/6月、9月、12月、3月（定員30名程度）の上級救命講習会（8時間コース）を実施する。	
	25	公募形式により年4回/6月、9月、12月、3月（定員30名程度）の上級救命講習会（8時間コース）を実施する。	
	26	公募形式により年4回/6月、9月、12月、3月（定員30名程度）の上級救命講習会（8時間コース）を実施する。	
27	公募形式により年4回/6月、9月、12月、3月（定員30名程度）の上級救命講習会（8時間コース）を実施する。		